

3 歳児の死亡事案を踏まえた対応策

1. 事案発生後の家庭児童相談課の取組み

(ア)重症度の高いケースのアセスメントの見直しや職員のスキルアップを図るため、専門家のスーパーバイザー2名を招聘

◆主に重症度が高い事案への助言指導

奥野祐希弁護士(大阪府児童虐待等危機介入援助チーム員、摂津市スクールロイヤー)

◆主に対処困難事案、長期継続事案への助言指導

白山真知子臨床心理士(認定 NPO 法人児童虐待防止協会理事、元摂津市家庭児童相談室長)

(イ)専門職員(公認心理師)を1名増員し、ケースワーカーを6名体制へ

(ウ)進行管理会議体制の見直し

①家庭児童相談課の管理職が出席

②DV 担当の人権女性政策課が参加

③重症度が高いケースから検討

2. 令和4年度からの取組み予定

(ア)チーム体制の構築(4名×2チーム)

人事異動の影響を受けないように、また、複数対応や進行管理を徹底するために、専門職員をさらに2名増員してケースワーカーを8名体制とし、2チーム制を設ける。

(イ)引き続き専門家のスーパーバイザーを配置

◆弁護士:新規受理会議参加による助言指導、個別ケース検討会議案件に係る助言指導

◆臨床心理士:虐待通告ケース対応、対応困難ケースへの助言指導

(ウ)(仮称)保育ソーシャルワーカーを家庭児童相談課に配置

保育所等から家児相に通報があった児童の怪我情報の確認、また、要保護児童の保育所等における日常の様子や保護者との関わりの聞き取りを行うとともに、保育所等からのリスク情報を聴取するために、月1回程度の巡回訪問を行う。

(エ)個別事例(ケース)検討会議の開催基準の策定

リスクの高い情報や家族状況の大きな変化などに開催する個別事例(ケース)検討会議の開催基準を設け、適時適切なタイミングで個別事例(ケース)検討会議を開催する。

(オ)怪我の受傷機転に関する研修の実施

家庭児童相談課のケースワーカー等を対象に怪我の見方の研修を実施する。

(カ)児童虐待防止マニュアルの見直し

通告受理の在り方やモニタリングの注意点、個別事例(ケース)検討会議の開催基準などを盛り込む。

(キ)要対協の進行管理会議の運営見直し

リスクが高いケースの議論を深めるため、運営上の工夫を行う。